

地銀界のマネロン等対策への取り組み

マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融（以下、マネロン等）とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為や、テロの実行支援等を目的としてテロリスト等に資金を渡す行為、および核兵器などの大量破壊兵器の拡散に関与する者へ資金を渡す行為を指します。

本年8月、FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）から、第4次対日相互審査報告書が公表され、日本は、マネロン等対策の成果が上がっているとの評価を得た一方、対策を一層向上させるため、金融機関等に対する検査・監督や法人等の悪用防止、捜査・訴追などに優先的に取り組むべきとされました。日本は、「重点フォローアップ国」との評価になり、今後5年間、FATFに改善状況を報告することとなります。

FATFとは、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融に係る国際協力を推進するため設置された会議体で、国際基準（FATF勧告）の策定と見直しや、参加国・地域間での相互審査を実施しています。

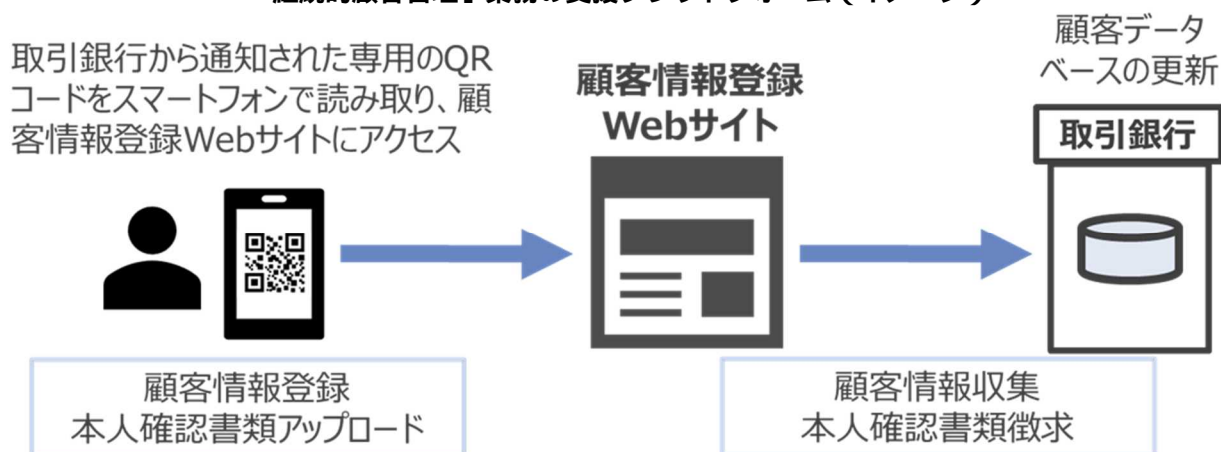
地方銀行においては、犯罪収益移転防止法や外為法等の関係法令ならびに金融庁ガイドラインを踏まえ、マネロン等を未然に防止するための各種対策に取り組んでおります。当協会においても、2017年に、会員銀行の専門家を集めた「マネロン等対応ワーキング・グループ」を組成。これまでに、会員銀行向け研修プログラムの提供、制裁対象者リストの共同購入、疑わしい取引の特定につながるノウハウの共有、最近では、お客様の情報やお取引の目的等を定期的に確認させていただく「継続的顧客管理」業務の支援プラットフォーム（下図）の検討など、幅広い側面から地方銀行のマネロン等対応の高度化を支援しております。

地方銀行の利用者の皆様におかれましては、地銀界のこうしたマネロン等の防止に向けた取り組みについて、ご理解・ご協力をお願いいたします。

<参考> 金融機関におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策について（金融庁ウェブサイト）

<https://www.fsa.go.jp/policy/amlcftcpt/index.html>

「継続的顧客管理」業務の支援プラットフォーム（イメージ）



金融 8 団体連名による税・公金の電子納付の推進等に係る要望活動の実施

当協会は、毎年、金融 8 団体連名^(注)で、税・公金の電子納付の推進等に係る要望活動を実施しております。本年も 9 月から 10 月にかけて、デジタル庁、総務省、国税庁、厚生労働省、警察庁および地方公共団体関係 3 団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）に対し、同要望活動を実施しました。

(注) 当協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人信託協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人全国労働金庫協会および農林中央金庫の 8 団体。

本年の要望活動においては、デジタル庁の発足に伴い、同庁に対し、各省庁や地方公共団体における電子納付の予算確保を支援するなど税・公金の電子納付の推進に向けた積極的支援を要望するとともに、総務省および地方公共団体関係 3 団体に対し、

2023 年度から一部税目について地方税統一 QR コードを利用した地方税収納を開始することが決まったことを踏まえ、そのための地方公共団体への財政支援、納付済通知書（紙）の地公体への送付廃止、QR コード収納の対象税目の更なる拡大、地方税収納等に係る経費負担の適正化を要望しました。

税・公金の電子納付は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みの一環として、ポストコロナ/ウィズコロナ時代の新しい生活様式の実践に寄与するものであり、地方銀行としても、関係省庁や他の金融機関と連携しながら、その普及・定着に向けて取り組んでいく予定です。

詳しい要望内容は、当協会ウェブサイト (https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story_id=1847) をご覧ください。

2021 年度の規制改革・行政改革要望の提出

当協会は、11 月の理事会で、2021 年度の規制改革・行政改革要望（計 41 項目）をとりまとめ、内閣府に提出しました。

今年度は、業務範囲規制・議決権保有制限のさらなる見直し（6 項目）のほか、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資する見直し（4 項目）、マイナンバーの活用推進など、デジタル化の推進に資する見直し（8 項

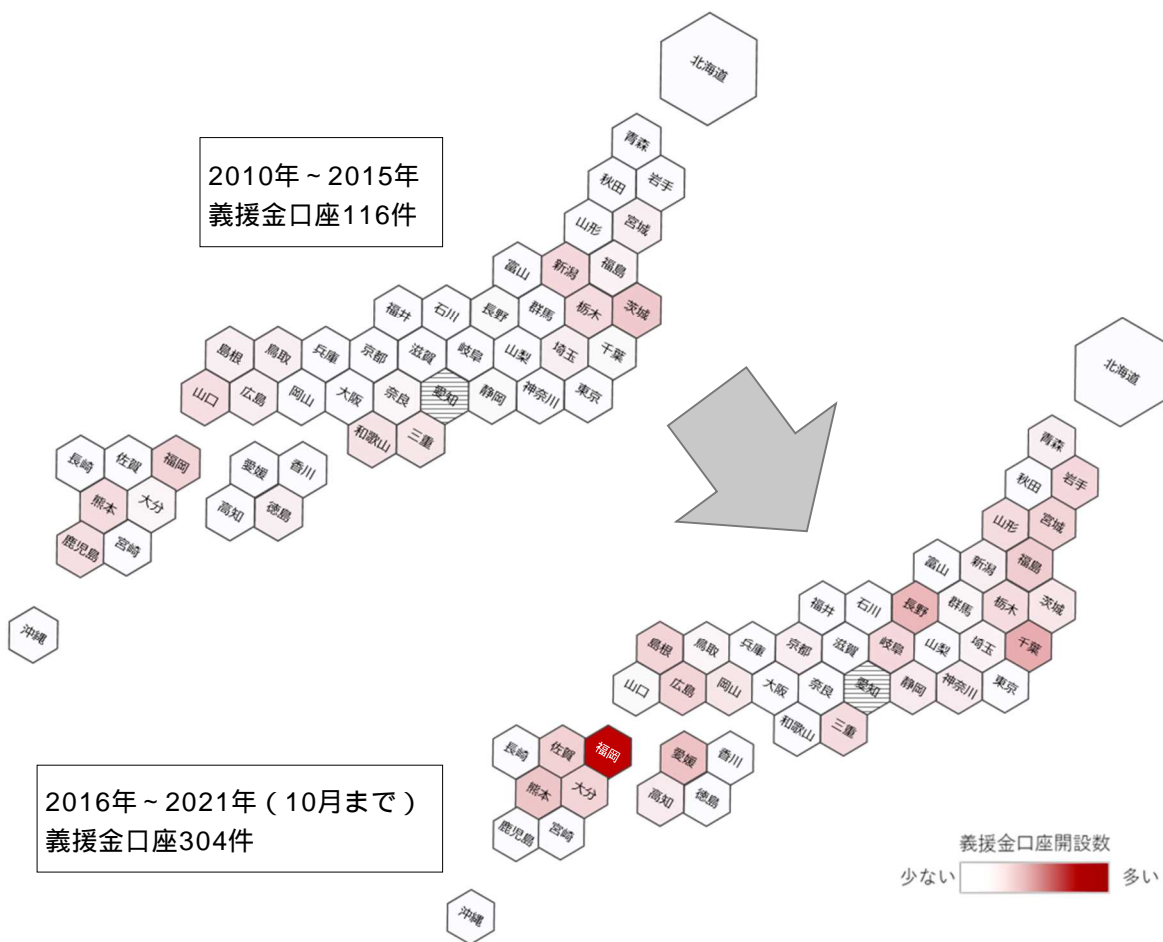
目）に関する要望を提出しました。また、顧客の利便性向上に資する見直し（7 項目）、銀行事務の合理化（5 項目）、当局届出等の簡素化（11 項目）に関する要望も、併せて提出しております。

詳しい要望内容は、当協会ウェブサイト (https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story_id=1848) をご覧ください。

義援金口座開設数に見る気候変動の影響

当協会は、大規模自然災害等の発生時に、被災地の地方公共団体等からの要請に基づき、地元の地方銀行に開設された義援金受入口座への送金手数料を地方銀行間で無料とする「災害義援金制度」を運営しています (https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story_id=86)。

下の図は、天候関連災害を対象に、都道府県ごとの義援金受入口座の開設数を赤色の濃淡により示したものです。地球規模の気候変動により、大雨などの極端な天候の増加が懸念されていますが、2010年から2015年と、2016年から2021年（10月まで）を比較すると、中四国・北部九州、甲信以北を中心に、義援金口座開設数が大きく増加していることが見て取れます。



各都道府県の義援金開設口座の開設数は、口座開設支店の住所によります。地域により地方銀行の支店数は異なるため、必ずしも災害の規模をそのまま反映したものではありません。愛知県に本店を置く地方銀行がないため、同県における義援金口座開設は少ない傾向にあります。

地銀協レポート Vol.3 2021年11月17日公表

一般社団法人全国地方銀行協会
〒101-8509
東京都千代田区内神田3-1-2
TEL 03-3252-5170
<https://www.chiginkyo.or.jp/>